

2010年3月16日

P F I 推進委員会 専門委員 土屋 雅裕

P F I 標準契約 1 (公用施設整備型・サービス購入型版)(案) に対するコメント

1 . 第六条第二項 (契約の保証)

「履行保証保険」の取り扱いにおいて、

原則： 選定事業者が、サービス対価総額の10分の10以上の保険契約を締結する。

例外： 建設企業が、施設整備に係るサービス対価の10分の10以上の保険契約を締結する。

と規定されています。

直近の国土交通省の P F I 案件 (東京国税局整備事業ほか) では、「本件工事費等」に相当する金額の 100分の10以上の履行保証保険を事業者または建設企業が締結することと規定されており、上記の例外措置が採用されております。この事例以外でも、これと同様の措置を規定する P F I 事業が大多数を占めているのが現状です。

この理由は次の諸点です：

(1) P F I における選定事業者は、当該 P F I 事業のためだけに設立される S P C であり、保険契約をするための信用力が十分とは認められない。

(2) サービス対価総額を対象とすると、建設以外の維持管理、運営サービスが含まれるため、保険会社は、かかる維持管理、運営サービスを受託する複数企業の信用力をすべて評価しなければならず、また、これら企業には中小企業も含まれる可能性があり、信用力評価が難しくなる。

(3) 保険締結者を選定事業者 (すなわち S P C) のみに限定すると、上記 (1) の理由から、保険契約が締結できないか、または、保険料が非常に高くなるため、実際には、建設企業などの S P C 構成企業が裏保証することとなる。したがって、予め、構成企業を保険締結者に予定する方が発注者 (管理者等) にとっても有利である。

(4) 保険締結者が建設企業と想定する場合には、履行保証保険の対象も施設整備に係るサービス対価としなければ、建設企業にとり、受託範囲外のことまで保証することとなるため、応じられない。

(5) 以上から堂々巡りの議論となり、実務上は、サービス購入型 P F I では、施設整備のウエイトが圧倒的に大きいことを勘案して、上記の例外措置が主流となっている。

以上、長々と述べましたが、これら実務の現況を踏まえ、今回の P F I 標準契約 1 におい

ては、上記の例外措置を採用していただくよう要望します。仮に、原則・例外を曲げらないと判断される場合には、実務上の現況について、注記にて言及されることを希望します。

2．第六条第四項（契約の保証）

サービス対価総額の変更を、増減一緒に規定していますが、「サービス対価総額増額の場合は、管理者等は、保証額の増額を請求することができ、サービス対価総額減額の場合は、選定事業者は、保証額の減額を請求することができる。」とした方がわかり易いと思います。

3．第三十五条（瑕疵担保）

（注3）について、委員会の席上でも申し上げましたが、「例えば2」「例えば10」の部分が唐突に感じられます。公共工事標準約款で明確に規定されていることを明記することが、実務上の明確な指針となるものと考えます。

以上